

## 第159回横須賀市開発審査会会議録

- ・日 時 令和3年10月20日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
- ・場 所 横須賀市役所1号館10階第4委員会室
- ・出席委員 玉巻会長、竹山委員、中西委員、小貝委員
- ・事務局 都市計画課：高野課長、斉藤課長補佐、宮崎主任、小黒
- ・審査請求人 A
- ・処分庁 開発指導課：B、C、D、E
- ・傍聴者 あり

### 1 開 会

### 2 議 事

本日の会議録の署名委員は、竹山委員となった。

- ・議案1 都市計画法50条第1項（不服申立て）の規定に基づく審査請求  
請求場所 横須賀市鴨居地内

#### （1）審議（非公開）

##### 【事務局より資料を用いて概要を説明】

弁明書に対する意見書の内容、全体的な双方の主張について情報を共有し、方向性について確認を行った。

#### （2）都市計画法第50条第4項に基づく公開による口頭審査

##### （事務局）

それでは定刻になりましたので、会長よろしくお願ひいたします。

##### （会長）

本日は、ご多用の中お集まりいただき、ありがとうございます。  
横須賀市開発審査会の会長を務めております玉巻と申します。

まず、会議に先立ちまして、注意事項を申し上げます。公開による口頭審査の目的は、審査請求人が、審査請求書や反論書等の書面で、十分に意を尽くせなかった事項について、口頭により十分な主張の機会を設けるとともに、審査会が、争点を的確に把握することにより、裁決の公正を期するために行うものです。

したがいまして、会議中は、審査請求人、処分庁、共にご意見ご見解を審査会委員に向かって述べていただくのが原則です。お互いで論争する場ではございませんので、ご注意ください。

ただし、審査請求人は行政不服審査法第31条第5項の定めにより、処分庁に対して質問をすることができます。質問がある場合は、「審査会の許可を得て」から発言していただくよう、よろしくお願いいたします。

傍聴人の方々は、先ほどお配りした書面に「傍聴するときのご注意」が記載されていますので、お読みいただくよう、よろしくお願いいたします。諸事項を守れない場合は、退室していただくことがありますのでご了承ください。

本審査会は口頭審査記録作成のため録音を行いますが、それ以外の写真撮影、録画及び録音はご遠慮いただきたいと思います。

次に、公開審査の時間は約45分を予定しております。この時間内に進められるよう、発言は簡潔明瞭にお願いいたします。

また、本件に関係のない発言があった場合は、陳述を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

では、本日の出席者の確認及び提出された書面の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、出席者の確認をさせていただきますので、お名前が呼ばれましたら、ご返事をお願いします。

審査請求人： A 様

<審査請求人 返事>

処分庁： 都市部開発指導課

課長 B 様

係長 C 様

D 様

E 様

<処分庁 返事>

続きまして、提出された書面の確認です。

まず、審査請求人より令和3年8月20日付で提出された、審査請求書、同年10月8日付で提出された準備書面(1)、証拠関係として甲第1号証～甲第10号証ということで、提出された書類は、以上でよろしいでしょうか。

<審査請求人 返事>

続きまして、処分庁より令和3年9月6日付で提出された弁明書、資料1～資料9および参考1と参考2ということで、提出された書類は、以上でよろしいでしょうか。

<処分庁 返事>

(事務局)

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまより、令和3年8月20日付で審査請求人 A 様が提起された都市計画法に基づく措置命令に対する審査請求に係る口頭審査を始めさせていただきます。

本件の口頭審査の終了予定時刻は、午後2時45分とさせていただきます。

では、本日の進め方について説明いたします。

まず、審査請求人から、審査請求の趣旨及び理由を簡潔に述べていただきますが、当審査会委員は、提出された書類にはあらかじめ目を通してありますので、書かれたことをそのまま読むのではなく、あくまで書面を補充・補足するという観点で陳述するようお願いいたします。

本日は開発審査会から、審査請求人・処分庁に対して尋ねる形で進めてまいりますので、関係人がお互いに問いただすことのないようにしてください。

本件の審査請求に対する裁決は、後日、裁決書という書面にてお示しさせていただきます。この場においては、審査会の見解や判断を求められてもお答えすることができませんので、その点につきましても、あらかじめご了承ください。

本件審査請求人は、先ほど確認させていただいた審査請求書、準備書面（1）のとおり主張し、甲1号証～10号証まで提出していますが、審査請求の趣旨、理由を簡潔に述べてください。

（審査請求人：A氏）

書いてあることは基本的に言わないということね。

（会長）

はい、そうです。

（審査請求人：A氏）

そうするとですね、準備書面の1の17ページのサ「25.26」について一通りいっているのですが、29条違反で今処分を受けているわけですね。工事が完了しちゃった以上はもう申請はできないわけですね。開発許可の申請をしろ

と言っているけど、事後の申請はできるなんて法律の規定はありませんから、工事が完了した後に事後的に申請できる法律の定めはないんです。そうするとまず、できないことを言っているんですけどね。できないんだけどじゃなんだって言ったら、市長ができるのは、29条違反、都計法の29条の許可を取れと、工事をする前に許可を取ってやれと、これは違反していること明らかなんだから、これを告発しなければいけないんですよ。告発して、罰金50万円になるのかならないのか、それはわからないからしてもらおうと。市長ができるのはそこまでなんです。そして工事の内容が33条の許可の基準に反しているか、していないかを検査の結果適合したいんだったら是正しろと。適合している場合は、これに書いてあるように、規則60条の証明っているのはね、建築基準法の確認を受ける人が申請したら交付しなきゃいけない。そうするとね、60条の書面を付けて確認申請を出せば、建築基準法では、許可を受けられるんですよ。そういう法の手続きになっていますよね。だから、こんなことをしているんじゃないかと告発してやることと、この規則60条の書面を出さなきゃいけないんだとちゃんと認識して欲しいんですよ。そしてそれを、建築主事に出せば、建築主事はこの60条の書面で、その宅地が都計法の安全基準にあっていると確認できるんですよ。

そして、もう一つは道路の問題なんです。道路は私が従前から言っているように、位置指定申請をだしたら市長は申請を受け付けなければいけないんですよ。受け付けて審査しなければいけないんですよ。なぜって建築基準法42条にそう決まっていますよね。建築基準法42条5号に土地を建築物の敷地として利用するために、途中飛ばしますけど、都市計画法のその他で定める基準に適合する道で、ここなんです。これを築造しようとするものが特定行政庁からその位置の指定を受けたものが、道路になると言っているのだから、この指定を受けるものについては制限がないんですよ。都計法29条に違反していたとしても、それはもう違反していたとしても告発を受けて罰金最大で50万円払えば、もう終わりなんです。そうすると位置指定を申請することはできるんですよ。建築基準法の位置指定申請ができるんだから、したならば、市長は位置指定をしなきゃいけない立場にいるんです。私はそれをしようとしているわけです。それをこういう法に従わない処分をしてできなくしているわけなんです。法に従った手続きをちゃんとやっていただきたい。29条違反は結構だ。違反に

ついてあなたを処分するよと、裁判受けて50万払いなさいと。そうすると、仮に許可を取らなきゃいけないとしていてもそれで終わるんですよ。それで、許可を取る必要がないケースもある場合は、許可を取る必要がないとすれば、罰金にもならないし、無罪放免にもなって、当然位置指定の申請ができるわけです。

どっちにしても、位置指定の申請は私はできる立場にあるわけです。都市計画法に違反していないが、そのことが理解できていないんですよ。都市計画区域の市街化区域というのは市街化を促進している区域だから、市街化を促進する区域に指定したのは、市長だから、市街化区域の指定をしているのは。

市長は市街化を促進する立場にしながら抑制するのは市街化調整区域ですよ。促進する地域なのに抑制できるんだと、そういう法の根本を間違えて手続きをしているわけですよと言いたい。

(会長)

今おっしゃったことは伺っておくとしまして、処分庁が行った措置命令が、なぜ違法であって取り消されなければならないのかということだけが今回の争点ですので、それはもう、審査請求書に書いていただいているわけですけれども、その部分について何か補充して主張することはありませんか。

(審査請求人：A氏)

補充して説明ですね。結局この誤った処分をしているというのは、国の何か通達ですか。それに近いようなことを資料の中から言っていますよね。これが間違えているんですよ。これを出てくる元があるんですよ。ここが間違いだったんですよ。資料8で区画の変更が道路等によって土地利用形態としての区画というようなことを言っているんだけど、こんなことは、土地利用形態だとか、どこにも一言もない。勝手にコメントを作ってこういう解説しているわけです。なぜここに至ったかなという説明がないんですよ。市役所に説明してくれといってもできないんです。私が何度も言っているんだから。こんなことは世の中に通用しない法律の解釈をしている。ちゃんと論理的説明しろ。ここに至るまでの経過は必要なんだから、法律の解釈っていうのは、区画形質の変更って言っているんだから、区画形質の変更ってなんども言っているけど複合語なんだ。一語なんだからね。それを分けちゃったら、どう解釈すればいいですよ。分けていいけど、区画も形質もお互いに制約しているんだから、何でも

いいんじゃない。例えば、傘があります。雨傘、番傘、こうもり傘。これ二つに分けちゃうね。傘もってこいといったらね。傘だから何でもいいのか。日よけの傘が、欲しかったのにこうもり傘もってきちゃった。それと同じ。言葉はくっついて一体何だからそれを分けて、どういうふうにして、合わないように持ってくるのか。それをやっているんだ。何回いったらわかる。説明したくないからしないのかもしれないけど。そしてですよ、ここで言っている3番、質の変更とは、農地や池沼を宅地するなどといった土地の有する性質って、これは日本語で用途変更なんですよ。農地っていう用途の土地を宅地に変えることなんですよ。これを質の変更だって言っているわけですよ。こういうでたらめなことを言っている文章を真に受けてやっているわけです。これは話にならないレベル。これ書いた人間もそう。これをそのまま真に受けちゃうのはおかしいと思う。普通感覚と違うじゃないか。用途の変更がなぜ性質変更なんだよ。

(会長)

そういうおかしいかどうかじゃなくて、違法性の主張をしていただけますか。

(審査請求人：A氏)

いや、法律の解釈が枠を超え変わっちゃったらとんでもない話でしょ。そのために定義がある。法の定義を変えているんです。改ざんしているんです。

(会長)

わかりました。各委員から何かございますか。審査請求人に対して質問したいこといかがですか。よろしいですか。概ね十分たちましたのでこの程度でまだ言い足りないことがあればもう少し結構ですけれども、なければ、以上を持ちまして、終了といたしますがよろしいですか。

(審査請求人：A氏)

まあ、同じようなことを、言うしかないからいいですよ。

(会長)

はい、わかりました。それでは、処分庁にお尋ねしますけれども、先ほどを確認いたしました。弁明書、これについてですね。提出されたもので、各委員で、目を通しておりますけれども、これまでのですね、経緯等も含めて、審査請求人からの審査請求書事務所名証拠書類等を等についてですね、処分庁として、弁明を述べていただけますか。

(処分庁)

Eから弁明させていただきます。

まず、令和3年9月6日付けで当庁から提出させていただきました、審査請求に対する弁明書につきまして、本日の開発審査会において、内容に補足や変更事項はありません。

次に、審査請求人が令和3年10月8日付けに開発審査会あてに提出した準備書面の内容について、6点、弁明させていただきます。

まず1点目は、準備書面4ページの二、「弁明書 4 本件審査請求書の提出に至るまでの経緯についての反論」についてです。

当庁が示した、これまでの経緯の一部に対し、虚偽があると主張していますが、当庁は審査請求人との対応記録に基づき示しており、提出した弁明書の内容は正確なものです。

また、次のページ、5ページの2段落目で、令和2年12月23日に当庁が現場確認を行った際、審査請求人は、既に木杭とビニールテープで宅地割りが施されていたと主張していますが、当庁の記録により、そのような事実はないことを確認しています。

なお、準備書面の証拠説明書として提出された、甲7号証、当初造成計画図について、当庁は、この図面を今回の準備書面の提出で初めて見ました。

次に2点目は、準備書面6ページの三、「5 審査請求書、記載の事実の認否への反論」についてです。

審査請求人は、当庁が審査基準で定める、道路の接続規定に対して、開発区域外は公的領域、(おおやけの領域)であり、開発区域に至る道路の幅員の規定を満たす必要はないと主張しています。

更に、道路の接続規定である都市計画法施行令第25条について、第25条第2号の条文にある「小区間で通行の支障がない場合」という文章と、本件工事の接続する道路に適用される、同条第4号の条文にある「やむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路」という、2つの文章が類似しているという理由で、第2号の規定が本件工事の接続する道路に適用できると主張しています。

これらの主張を容認すれば、工事施工者等の独断により、例えば、幅員が狭



小であっても、車両等がいくらかでも通行できることになり、近隣住民の安全に影響が出ることで、公共の福祉に反する可能性があるため、これらの主張は、都市計画法の目的を逸脱するものです。

次に3点目は、準備書面8ページの2段落目で、審査請求、証拠説明書として提出している、甲9号証を根拠資料として、審査請求人は、当庁が過去に、敷地面積が500平方メートルを超える、4宅地分の建築を目的とした計画に対し、都市計画法や宅地造成等規制法の許可を受けずに道路位置指定を受けたと主張しています。

当該道路位置指定の申請内容を確認したところ、甲9号証の、2枚目の平面図の右側にあたる、3枚目の求積図の、宅地エ、宅地オの敷地を除いた2宅地分の建築を目的とした計画であり、道路位置指定によって土地利用が可能な土地だったと判断できます。

次に4点目は、準備書面11ページのオ、「5～7、10・都計法に宅造法の基準が適用されることについての反論」についてです。

審査請求人は宅地造成等規制法の目的を定めている、法第1条の条文にある「宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止」という文章と、都市計画法のなかの、開発許可の申請があった場合の適合基準である法第33条の各号の条文にある「災害の防止」や「溢水等が生じないように」などの、2つの法律にある文章の一部が類似しているため、2つの法律の目的が同じであると拡大解釈し、宅地造成等規制法と都市計画法は準用できると主張しています。

それぞれの法律にある文章は、それぞれの法律の目的に即して解釈するものであり、仮に、審査請求人の考えを正しいと判断すれば、類似している文章があればどの法律も準用が可能だということになり、一般的な法律の解釈として無理があります。

次に5点目は、準備書面15ページのケ、「20、21、22、についての反論」についてです。

審査請求人は、当庁が弁明書で、参考資料として示した、道路の接続規定について定めた審査基準の「資料7」について、資料7の5ページ、第3表にある

「①区域に接する道路」にはカッコ書きで「(要件)」と示しているのに対し、他の「②～④」の道路には「(要件)」と示されていないため、「②～④」の道路幅員の規定は努力目標値であると解釈しています。

この解釈は誤りであり、まず、①～④の全ての道路は、資料7の前のページ、4ページ、第2図によって、都市計画法施行令第25条第2号及び第4号の条文の道路を分かりやすく示したものです。この条文は道路の接続規定であり、審査請求人が指摘する(要件)とは、第4号の場合、条文にある「開発区域内の主要な道路は開発区域外の道路に接続していること」の部分を示しており、審査請求人が前段で主張する解釈は誤りであり、②～④の道路幅員の規定も義務的数値です。

なお、この資料7は開発指導課の窓口で公表している審査基準の抜粋であり、HPで公表している「開発行為の手引き」の71ページに載せている内容と同じものです。

また、補足として述べさせていただきますが、都市計画法施行令第25条第4号には「主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員6.5メートル以上の道路に接続していること」とあり、本件工事は、接続する道路の幅員が約4メートルであることから、法令の基準を満たしていない計画であり、かつ、当庁が定める、やむを得ないと認められる場合に適用される緩和基準も満たしていない計画です。

最後に6点目は、準備書面16ページのロ、「「23、24」について、(29ページ 21行目)への反論」についてです。

審査請求人は、当庁が行った水道供給の保留要請について、準備書面の証拠説明書として提出した、「甲10号証 開発許可制度運用指針」の53ページにある「市街化調整区域における」という文言のみを抜粋し、保留要請は市街化調整区域内の違反行為でなければ、行ってはならないと主張しています。

しかし、53ページ、(4)の3行目の文章は「市街化調整区域における法29条第1項の規定に違反して開発された土地は水道の供給の申し込みの承諾に関し、次の事項に留意の上、水道事業者の協力を得ることが望ましい。」とあり、すなわち、市街化調整区域内の法29条第1項の違反行為につ

いては、同法第81条第1項の監督処分を行う前に、水道供給の保留要請ができる、という趣旨だと判断できます。

その根拠は、同じく53ページの(4)の③、保留要請を行う際に添付するものについて、なお書きで、「なお、法第81条の規定による命令書の写し又は告発状の写しを水道事業者等に示す時期は、当該要請時はもちろん、当該要請と、水道事業者等の水道等の供給の申し込みの承諾までの間でも差し支えない」という文章があります。

これは、市街化調整区域は、市街化区域に比べ、必要な手続きを踏まずに建築物を建築することなど、違反行為が行い易いことから、早急な対応が必要であり、この運用指針の保留要請についての説明は、市街化調整区域内の違反行為に特化した文章になっていると判断でき、市街化区域内の違反行為に対し、水道供給の保留要請ができないという趣旨ではありません。

当庁からの弁明は以上です。

ご清聴ありがとうございました。

(会長)

それではですね。今説明いただいたのは読み上げ原稿用意されていたみたいなんですけれども、差し支えなければ、資料として提出していただけますか。一応録音して、その録音から文字を起こす。段取りではあるんですけれども、全部読み上げているんだろう、それを提出いただいた方が、確実であります。よろしく願いいたします。

(処分庁)

はい。

(会長)

それではですね、審査請求人、それから処分庁、それぞれ見解を述べていただきましたけれども、今の処分庁の弁明について、審査請求人から、何か今この場で口頭で確認したいというような、主張したいことがございますか。

(審査請求人：A氏)

市街化調整区域のことを市街化にまで適用できるんだっていうんだけど、まず書いてあることが原則であってね、書いてないことを言うのがそもそも拡大解釈なんですよね。私は書いてあることでしか言ってないんだ。むこうは書い

てないことを言って拡大解釈じゃないっていうわけで、市街化調整区域だって書いてあって説明している。調整区域についてこうだよと言っている。市街化区域も同じだったらそこで分けるわけがなかったんですよ。許可についてだけ言えばいい。わざわざ調整区域について言っている。それを市街化区域まで当てはめるとこれは拡大解釈。そういう話を今していますよね。まず、書いてあることを言って書いていないことをどんどん僕は増やしていったね。

(会長)

以上でよろしいですか。

(審査請求人：A氏)

はい。

(会長)

そうすると今の審査請求人の見解っていうのは、格別処分庁から何かさらに補足するような話があったとあんまり覚えがないんですが、何かありますか。

(処分庁)

私、開発指導課のBですが、私の方から書いてないというようなご指摘いただきましたので、ご説明させていただきますと、ちょっとA様にご指摘して、資料として載せていただいた。前ページの方に実は、私どもが述べていることと関わるようなことが記載されてる部分があるんですね。よろしければこちらの部分の抜き出したものなんですけど、私どもの開発許可制度の解説のところの議論の項目に、開発許可制度に運用指針が記載されているんですね。

そちらのですね、431ページを見ていただきますと

(会長)

資料にはありましたか。

(処分庁)

資料にはないですね、文書で言うところだったので、私どもが出すとしたら、A様にご提出していただいた資料に対してということでしたので。ただ、さらにということであれば、私どもは書かれていることを言うことであれば、開発の運用指針の中で、全ページ書いてありますよっていうことをお伝えしたいなと思います。差支えがなければ。

(会長)

はい、わかりました。

(審査請求人：A氏)

で、なんて書いてありますか。

(処分庁)

やりとりしちゃまずいですよね。

(会長)

いや、構わないですよ。今その現物を開いているのであれば参考でご発言いただいても結構です。

(処分庁)

はい、じゃあ。Aさんがお出しになったところって何ページでしたっけ。53ページですよ。そうすると52ページのところに、実は、法81条関係ということで記載されているんですね。そこの81条関係の(3)の②。第81条第3項に規定する標識の様式については、各許可権者において適宜その様式を定められたいが、様式一例としては、別記様式第10を参考とされたいという。で、そちらのところについては、基本的に水道供給を利用するんだよっていうことを、今日、別途様式10のなかでお示しされているのです。逆に言うとその別記様式10っていうのはどういうことなのかということ、例えば、別記様式第10、都市計画法により命令を講じ命令を受けた者の所在地とか氏名、都市計画法に違反しているので、29条に違反したような形で命令しましたよと私どもはしているんですけど、その中の注意書きで1としてはこの標識を損壊したものが公文書毀棄罪に罰せられます。2としてはこの命令に違反して、何々を行った場合は罰せられます。3番目に、何年何月に水道事業者電気事業者ガス事業者に対して、水道、電気、ガスの供給のもしくは承諾を保留するように要請していますという形で参考例として載っているんですよ。これはあくまでも、先ほど言ったように、81条3項に規定する表示の様式の規定については、市街化調整区域市街化区域に関わらず、このような様式で出せるんだけど、さっき私どものEから弁明したように、市街化調整区域については特に特化されているよということで、これは都市計画法の81条のなかでも解説の中で説明されているんですけど、別に市街化調整区域だから、市街化区域の中でね、水道供給を利用しちゃいけない、そういう協力要請をしては駄目だという規定はどこにもありませんということを私は説明したかったということです。

(審査請求人：A氏)

でいいですか。

(会長)

はいどうぞ。

(審査請求人：A氏)

行政指導についての通達なんですね。

今、書いてあることはですね。行政指導は、任意の協力によってのみ実現されるものであること。相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをすることがないように。従って、行政指導に従わない場合における審査拒否、水道等の供給についての協力拒否などの制裁処置を指導要綱等において定めている場合は、適切な見直しをしろと言っている。そんなことね、適切じゃないよと適切に見直せと言ってるんだよ。あなたが言ったね。申請者は行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、当該行政指導を継続することなどにより、当該申請者の権利の行使を妨げることはない。今現実に水道の権利の行使をあなたは妨げちゃっているわけですよ。こういうことはだめよと言ってるわけです。読み方が違う。

(会長)

なんかありますか。すれ違っちゃっていると思いますが。

(処分庁)

Aさんがおっしゃられているとか、行政指導の方でおっしゃっていますけども、私どもはもう行政手続法によりまして弁明の機会の付与の手続きを経まして、もう行政手続ではないんですよ。法的手続きに入りまして、法に基づきまして告示行為を行っているってことになりますので、さっきAさんがおっしゃった行政指導はありませんよね。今やっているのかっていうことです。私どもは法に基づいて、命令をしています。

(会長)

ちょっと直接本件の審査、ポイントからずれちゃった話にまで踏み込んでいきますのでこの程度にとどめたいと思うんですが、各委員から何か、今のやりとり等についてなんでも確認したいことがあれば、ご発言ください。

(G委員)

よろしいですか。審査請求人に伺いたいんですが、今のやりとりの前の当初

の最初のご主張のところですね。或いは、最初の審査請求の内容に関係して、まず、土地の区画形質の変更の定義ところについて、法の定義を横須賀市は逸脱しているというご主張がかなり強い。ちょっと今ひとつ法の定義のことでおっしゃる部分のことをもう少しご説明を伺えればと。

それに対して処分庁の方は例えば、宅地造成等規制法を引いてくるのは、この定義を他の法律で使って運用するのはちょっとおかしい反論しているという。こちらとしては認識できるのかなと思いますが、その点についてはどう思いますか。

(審査請求人：A氏)

準用していると思いますよ。準用っていうのはね。そのまま持ってくるのが準用じゃなくて、宅造法の文言を都市計画法に合わせて変えて、同じような内容の規制をすることも準用なんです。ただ、その場を持ってこられるだけ準用だっというそういうふうになるんだけど、言ってることはそうじゃない。変えて、やっぱりがけ崩れだとかそういうことはないようにしている。やってることは同じですよ。申請書等の各図面は宅造法、都市計画法だけどういうふうにして、例えば1メートル以上の盛土しちゃいけないとか、2メートル以上の切土をしていけないとか、そういう基準はね、宅造法も都市計画法も同じなんです。これも規制の対象なんです。同じことを規制していたんですよ。そこからいろいろな安全のためにこうしなさいあしなさい、こうしてはいけないと言ってる。しかもお互いに、都市計画法でも、宅造法の基準を当てはめると言ってるわけだ。

(G委員)

ご主張わかります、同じことが書いてあるので、同じことを繰り返されているかと思いますがそこが法定義といえますか、用語の定義といえますか。

(審査請求人：A氏)

定義っていうのは、重要なことですね。定義っていうのは、区画形質の変更というふうになんて言ってるのが、開発行為なんだよっていうわけですよ。で、区画形質の変更って何をした。横須賀市が言ったのは、区画または形質の変更っていうことを言ってるわけですよ。だから区画が区画として存在してる。形質は形質として存在している。だから区画の変更にあたれば開発行為だよと。或いは形質の変更にあたっては開発行為だよと。例えば、さっき言ったように、

傘があるよと、番傘やこうもり傘とかいろいろあると思うけど、どっちでもいいのかっていう話だけどそうはいかないよと。やっぱり番傘っていったら、番傘あるんだから、でも、こちらそうじゃない。どっちでもいいですよ。そういうふうに分けて考えることは、だってね法律を作る時に、国土交通省がちゃんと作って、国土交通省の法案の文言をチェックする人がいて、さらにですよ。国会に持っていったら、国会に法案の文言をチェックする係がいるわけですよ。ちゃんと法制局がいるわけですよ。そういう人たちが2重、3重にこの区画形質っていう言葉をチェックしているんだから、これは簡単に分けて解釈できるわけがないんだよ。それをいとも簡単に都合よく分けちゃってね、区画の形質というのは、土地を分割するかとか統合するとか、そんなことはどこにあったの。公文のなかに分割して統合なんて一言も書いてないだろ。ないことを入れないと説明がつかないからそういうこと言っているわけだ。私はそんなこと知らないよと区画形質ってというのは、複合語として解釈すればこうなるだろって、だって。

(会長)

その辺はもう繰り返しおっしゃっていますから、その辺にさせていただきますか。

(G委員)

ご主張は理解しました。

(会長)

よろしいですか。はい。他に何か。

処分庁から何か念のためにというようなことありますか。

特にはないですか。

(処分庁)

委員から何かなければ私から特にもうないです。

(会長)

審査請求人から、今まで議論したこと。主張されたこと以外で、書面にも書いてないし、だけれども、現処分が違法だから取り消せという主張の根拠になるようなことで、これは言っておきたいということでもありますか。なければ、以上で結構ですし。

(審査請求人：A氏)



横須賀市がこういうことを言い始めたものは、この間、市が出してきた資料ですか。資料の中に、さらにその前の文章があるんですよ。この前これが出てくる前、そこが間違えているんですよ。だからこの混乱は始まっちゃっているんだけど、今はそれを持ってきてないからいいです。

(会長)

よろしいですか。

(審査請求人：A氏)

はい。

(会長)

それではですね、一応当初申し上げました45分を過ぎましたので、本日の審査請求人から、そして処分庁からの口頭でのそれぞれの主張というのはこの程度にとどめることといたします。これ以外にですね、本日お話になったことを書面にまとめて提出したいというようなこととかですね、追加の書類を出したいというようなことがあれば、事務局宛に提出をしていただければ審査会における審査対象を書面として扱うことといたします。ということですね。本日はこの程度にとどめたいと思います。各委員から何かございますか。本日はこの程度でよろしいですか。それでは、本日の口頭審理この程度で終了します。どうもお疲れ様でした。

(審査請求人：A氏)

そうすると書面にて出すといつまでに出せばいいですか。

(会長)

えっとですね。次の審査を早く進めたいと思いますのでできれば、27日ぐらいまでに対応できますか。1週間しかありませんけども。

(審査請求人：A氏)

はい、わかりました。

(会長)

処分庁はさっきの読み上げ提出してください。

それでは、はい。失礼します。

(3) 裁決書の裁定について (非公開)

【事務局より資料を用いて概要を説明】

裁決書（案）の内容について議論し、審議の方向性や付言について確認を行った。

会議録署名委員